

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（38-23）のアクュームレータ圧力指示計の取付け接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	1号機	1・2号機サービス建屋に設置されている放射線管理区域から退域する際に放射能測定を行う、退出モニター9台のうち1台の足裏計測部に、保護カバーが取付けられたまま、一時的に使用されていたため、対応検討	B	1月8日公表済 (PDF 97KB)
3	2号機	廃棄物処理建屋制御室に設置されている各中央操作室とのホットライン用通話装置に通話不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	4号機	タービン建屋地階西側通路の床面塗装に一部剥離（縦：約15cm、横：約5cm、計2ヶ所）が認められたため、当該部を点検・補修塗装	D	
5	4号機	タービン建屋地階バッチオイルタンク室の床面塗装に一部剥離（縦：約5cm、横：約5cm、計10カ所）が認められたため、当該部を点検・補修塗装	D	
6	4号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（B）の軸受排油温度計の取付け状態不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	原子炉補機冷却系サージタンクにレベル下降傾向が認められたため、原因調査及び対応検討	C	
8	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）室暖房用加熱器蒸気入口弁のグランド部より蒸気のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	計装用空気系除湿装置（A）の除湿塔再生用排気配管の受け容器内部に発錆が認められたため、当該部を点検・修理	対象外	
10	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）室暖房用加熱器本体の下部より蒸気凝縮水のリーク（20秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	5・6号機用水素・酸素供給設備の緊急しゃ断弁用窒素ガス減圧弁の弁箱と弁蓋接続フランジ用ボルト部（1箇所）より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	5号機	海水系配管防食のための硫酸第一鉄注入装置用薬剤溶解タンクのレベル計に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
13	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋内ストームドレンサンプポンプの点検において、羽根車のシャフト接続部に腐食が認められたため、当該羽根車を交換	D	
14	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）建屋2階の非常用送風機室入口扉に閉ロック操作不可が認められたため、当該扉を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで